

# 生産者の皆様へ

農林水産省  
静岡県

## 規制の対象となる区域内（発生区域（橙線内））で農業を行っている方

- **令和4年産のさつまいもは今後、出荷せず保管してください。**
  - ・ 保管いただいたさつまいもは買い上げます。保管方法や買い上げ方法をお知らせするので、該当する方はまずご連絡ください。
- **令和5年のさつまいもの作付けは禁止されます。**
  - ・ 落花生、とうもろこし等のアリモドキゾウムシが寄生しない植物の栽培は可能です。
  - ・ さつまいもの作付けを行わず、代替りの作物の作付けも行わない場合は補償金をお支払いします。

## 青線内で農業を行っている方

- **寄主植物（さつまいも、あさがお等）の除去をお願いします。**
  - ・ 残渣置き場や畑、ご自宅の庭の寄主植物の除去をお願いいたします。
  - ・ 除去した植物の処分方法等についてお知らせするので、お心当たりの方はまずご連絡ください。
  - ・ また、区域内の耕作放棄地等で寄主植物を見かけた場合もご連絡をお願いします。

〈連絡先〉 静岡県病虫害防除所	TEL 0538-36-1543
静岡県西部農林事務所	TEL 053-458-7219
静岡県食と農の振興課（補償のお問合せ）	TEL 054-221-2626
農林水産省名古屋植物防疫所清水支所	TEL 054-352-3775

## アリモドキゾウムシと主な寄主植物



アリモドキゾウムシ（成虫）



はまひるがお



空心菜



のあさがお

# アリモドキゾウムシの防除区域、規制の対象となる区域(発生区域)のイメージ図



防除区域：誘殺地点から半径1 km(赤線)の範囲を含む大字(雄踏町宇布見、雄踏1丁目、雄踏2丁目、舞阪町舞阪、舞阪町浜田、

舞阪町長十新田、馬郡町、坪井町、篠原町、小沢渡町)

規制の対象となる区域(発生区域)：○をすべて含むように赤い円のすぐ外側に道路等で区切って区域を設定。

イメージ図は、2023年1月23日時点のものです。今後、新たにアリモドキゾウムシが発見された場合は対象地域を拡大することとなります。